

犯罪被害者等 支援条例

令和7年
4月1日施行



尾道市では、犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害からの早期回復を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、
「尾道市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

主な支援内容

相談・情報の提供

様々な問題について相談に応じ、必要な情報を提供し、関係機関をご案内します。

見舞金の支給

故意の犯罪行為を原因とする経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給します。

※親族間の犯罪等には支給制限があります。

居住の安定

それまでの住居に住むことが困難となった場合、市営住宅の一時的な提供など、必要な支援を行います。

啓発活動の実施

二次被害の発生の防止の重要性、犯罪被害者等の支援について、市民や事業者が理解を深めるため、必要な啓発活動を行います。

本条例の詳細については、
尾道市ホームページをご覧ください。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

わたしたちにできる犯罪被害者支援、考えてみませんか？

犯罪被害に遭われた方やそのご家族やご遺族は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件後も様々な問題を抱えることが多くなります。
一日も早く平穏な暮らしを取り戻せるよう、わたしたちにできることを考えてみましょう。

事件後の様々な問題



事件による直接的な被害以外にも様々な問題を抱えることもあります。

- ◆ 心身の不調
 - ◆ 予期せぬ経済負担
 - ◆ 就労・収入への影響
 - ◆ 精神的・時間的な負担
- など

犯罪被害に苦しんでいる方たちに 私たちができること



市民の皆さまができること

(例)

- ◆ あいさつなど普段どおりに接する
- ◆ 求められたときに話し相手になる
- ◆ 無責任なうわさ話をしない

など

事業者の皆さまができること

(例)

- ◆ 従業員の休暇取得や業務量の調整等の配慮
- ◆ 従業員対象の啓発や研修

など

問い合わせ先

尾道市 市民生活部 人権男女共同参画課

〒722-0041 尾道市防地町 26 番 24 号

TEL:0848-37-2631 FAX:0848-37-6631

